

愛媛労働局発表

平成22年9月27日

担 当	愛媛労働局 労働基準部 賃金室
	室長 須賀 哲二
	賃金指導官 岩崎 律子
	電話 089(935)5205 内線 462

愛媛県最低賃金を1時間当たり12円引き上げ、 時間額644円に改正

愛媛労働局（局長 三上 明道）では、愛媛地方最低賃金審議会（会長 土屋由香愛媛大学教授、以下「審議会」という。）からの答申を受け、本年9月27日、愛媛県最低賃金を1時間当たり12円引き上げ、時間額644円に改正することを決定しました。

愛媛県最低賃金は、愛媛労働局長の諮問に応じて、公労使三者で構成される審議会における審議結果を踏まえて決定されるものであり、本年は、7月5日に改正を諮問したところ、8月27日に「愛媛県最低賃金額を12円引き上げ644円に改正する」との答申がありました。また、9月13日に異議の申出があり、これについて審議会に意見を求めたところ、9月14日に当初答申どおり「12円引き上げ、644円に改正することが適当」との答申を得たものです。

今回の答申は、中央最低賃金審議会の平成22年度地域別最低賃金額改正決定の目安に関する公益委員見解において、引上げ額の目安を、本県は「10円」とされていたところでありましたが、公労使の各委員が慎重に審議を重ねた結果、引上げ額を「12円」とするとの公益案が賛成多数で決議されたものです。

今回改正される最低賃金は、愛媛県内で使用されるアルバイトやパートタイマーなどを含むすべての労働者に適用され、平成22年10月27日から効力が発生します。

なお、愛媛労働局及び管下労働基準監督署においては、改正された愛媛県最低賃金の周知を図るとともに、最低賃金法等関連法令の履行確保に努めることとしています。

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されました

愛媛労働局

平成22年10月27日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県（地域別）最低賃金額が改正されました。

愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1時間 **644** 円 です。

精皆勤・通勤・家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、臨時の賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当など）は、算入されません。また、愛媛県（地域別）最低賃金より高い特定（産業別）最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、644円以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられます。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室（☎089-935-5205）又は松山（☎089-917-5250）・新居浜（☎0897-37-0151）今治（☎0898-32-4560）・八幡浜（☎0894-22-1750）・宇和島（☎0895-22-4655）の各労働基準監督署へどうぞ

必ずチェック最低賃金 使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>